

Ⅲ 個人情報保護制度の実施状況(平成27年4月～平成28年3月)

1 個人情報ファイル登録等の状況(平成28年4月1日現在)

実施機関	個人情報ファイル 登録票	外部委託 (附表)	目的外利用	外部提供
区 長	698	220	185	230
政 策 経 営 部	10			2
総 務 部	44	15	12	20
施 設 管 理 部	14	4		
区 民 部	127	83	28	57
文 化 商 工 部	57	3	2	7
環 境 清 掃 部	27	1		2
保 健 福 祉 部	201	73	81	93
池 袋 保 健 所	31	6	10	29
子 ど も 家 庭 部	73	3	29	8
都 市 整 備 部	113	31	23	11
会 計 管 理 室	1	1		1
教 育 部	77	20	7	6
選 挙 管 理 委 員 会	6	2		7
監 査 委 員				
合 計	781	242	192	243

2 審議会意見聴取項目に係る諮問・答申状況

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第1回] 7/30(木)	[27諮問第1号] 番号制度コールセンター及び個人番号 カード交付関連業務の委託に係る措置 [27諮問第2号] 個人番号カード導入に伴う証明書自動 交付事務及びシステム改修の委託に係 る措置	7月30日	[27答申第1号] 番号制度コールセンター及び個人番号 カード交付関連業務の委託に係る措置 [27答申第2号] 個人番号カード導入に伴う証明書自動 交付事務及びシステム改修の委託に係 る措置 【上記事項について承認】
[第2回] 9/8(火)	諮問事項なし	9月8日	答申事項なし
[第3回] 12/10(木)	[27諮問第3号] 課税資料整理及び電算入力等業務委託 に係る措置 [27諮問第4号] 行政情報公開・個人情報保護審議会に おける特定個人情報の取扱いについて	12月10日	[27答申第3号] 課税資料整理及び電算入力等業務委託 に係る措置 [27答申第4号] 行政情報公開・個人情報保護審議会に おける特定個人情報の取扱いについて 【上記事項について承認】
[第4回] 12/10(木)	[27諮問第5号] 被保険者の健康保持増進のために必要 な事業促進に伴う国保データベース (KDB)システムにおける個人情報 の目的外利用について [27諮問第6号] 被保険者の健康保持増進のために必要 な事業促進に伴う国保データベース (KDB)システムにおける個人情報 の目的外利用について [27諮問第7号] 介護保険の給付適正化のために必要な 国保データベース(KDB)システム における個人情報の目的外利用につ いて	12月10日	[27答申第5号] 被保険者の健康保持増進のために必要 な事業促進に伴う国保データベース (KDB)システムにおける個人情報 の目的外利用について [27答申第6号] 被保険者の健康保持増進のために必要 な事業促進に伴う国保データベース (KDB)システムにおける個人情報 の目的外利用について [27答申第7号] 介護保険の給付適正化のために必要な 国保データベース(KDB)システム における個人情報の目的外利用につ いて 【上記事項について承認】
[第5回] 3/23(水)	[27諮問第8号] 生活保護法に基づく返還金口座自動振 替業務の委託に係る措置 [27諮問第9号] ひとり親家庭等の子どもに対する学習 支援事業の委託に係る措置 [27諮問第10号] 口座振替業務に係るみずほe-ビジネ スサイトとの電子計算機の結合 [27諮問第11号] 介護予防・日常生活支援総合事業の審 査支払事務に係る電子計算機の結合	3月23日	[27答申第8号] 生活保護法に基づく返還金口座自動振 替業務の委託に係る措置 [27答申第9号] ひとり親家庭等の子どもに対する学習 支援事業の委託に係る措置 [27答申第10号] 口座振替業務に係るみずほe-ビジネ スサイトとの電子計算機の結合 [27答申第11号] 介護予防・日常生活支援総合事業の審 査支払事務に係る電子計算機の結合

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第5回] 3/23(水)	[27 諮問第12号] 審議会事項についての基本的な考え方 (12 答申第1号)の一部改正	3月23日	[27 答申第12号] 審議会事項についての基本的な考え方 (12 答申第1号)の一部改正 【上記事項について承認】

3 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	44	23	12	9 (9)	1	3	32	
訂正	2	1		1		/		
削除								
中止								

* 受付件数と決定内容の合計数が異なるのは、1件の受付で複数の開示決定がなされたものがあったため

(第1四半期 4月～6月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	12	6	5		1	1	10	
訂正	1			1		/		
削除								
中止								

(第2四半期 7月～9月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	10	6	1	4 (4)			7	
訂正						/		
削除								
中止								

(第3四半期 10月～12月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	12	5	3	4 (4)			8	
訂正						/		
削除								
中止								

(第4四半期 1月～3月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	10	6	3	1 (1)		2	7	
訂正	1	1				/		
削除								
中止								

(第2四半期 7月～9月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	10	6	1	4 (4)		7		
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
施設管理部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	5	1	1	4 (4)		2		
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	5	5				5		
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	10	6	1	4 (4)		7		
	訂正								
	削除								
	中止								

(第3四半期 10月～12月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	12	5	3	4 (4)		8		
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
施設管理部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	8	2	2	4 (4)		4		
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	4	3	1			4		
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	12	5	3	4 (4)		8		
	訂正								
	削除								
	中止								

(2)開示請求内容別内訳

第1四半期(4月～6月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	所管課
	決定日				非開示理由	
1	4月15日	私の住民票の写し等請求書の写し	一部開示	写し	職務上請求書の依頼者の氏名又は名称、職印の印影 開示請求者以外の個人情報であるため (条例第18条第2号)	総合窓口課
	4月27日					
2	4月22日	私の住民票の写し等請求書の写し、戸籍謄本請求書の写し	開示	写し		総合窓口課
	5月15日					
3	4月22日	私の住民票の写し等請求書の写し	一部開示	写し	職務上請求書の依頼者の氏名又は名称、その他依頼に係る利用目的等、印影 開示請求者以外の者の権利利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号)	総合窓口課
	5月11日					
4	4月23日	私の戸籍謄本請求書の写し	一部開示	写し	戸籍謄本等請求者の住所、氏名、電話番号、債務者の氏名、生年月日 開示請求者以外の個人情報であるため (条例第18条第2号)	総合窓口課
	5月14日					
5	4月24日	私の母の要介護認定に係る認定調査票	開示	写し		介護保険課
	4月28日					
6	5月1日	私の保護世帯台帳、面接の際の録音・録画等の記録	一部開示	閲覧	面接の際の録音・録画等の記録 不存在	西部生活福祉課
	5月15日					
7	5月11日	平成21年の別居・家庭内暴力に関する私の相談記録	開示	写し		西部生活福祉課
	5月18日					
8	5月19日	私に関するケース診断会議の資料、議事録	開示	写し		西部生活福祉課
	6月2日					
9	5月22日	私の住民票の写し等請求書の写し	開示	写し		総合窓口課
	5月26日					
10	5月27日	私の戸籍謄本請求書の写し	開示	写し		総合窓口課
	6月10日					
11	6月5日	私の印鑑登録証明書の発行履歴	取下げ	—	平成27年6月15日取下げ	総合窓口課
12	6月12日	私の亡夫の診療報酬明書の点数	一部開示	写し	病状、医療処置等に係る記述の部分 診療報酬点数以外請求がないため	西部生活福祉課
	6月30日					

第2四半期(7月～9月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	所管課
	決定日				非開示理由	
13	7月2日	私の祖母の要介護認定に係る認定調査票	開示	写し		介護保険課
	6月30日					
14	7月7日	私の母の要介護認定に係る認定調査票、介護認定審査会資料、主治医意見書	開示	写し		介護保険課
	7月10日					
15	7月15日	私の住民票の写し等請求書の写し(平成27年4月1日から平成27年7月15日まで)	非開示	—	不存在	総合窓口課
	7月21日					
	7月15日	私の特別区民税・都民税(住民税)証明書交付申請書(平成27年4月1日から平成27年7月15日まで)	非開示	—	不存在	税務課
	7月24日					
16	7月21日	私の住民票の写し等請求書の写し(平成27年1月1日から平成27年7月21日まで)	非開示	—	不存在	総合窓口課
	7月23日					
17	8月3日	私の平成27年5月8日実施の障害支援区分に関する「認定調査票」	開示	写し		障害福祉課
	8月12日					
18	8月11日	私の住民票の写し等請求書の写し(平成27年6月1日から平成27年8月10日まで)	非開示	—	不存在	総合窓口課
	8月12日					
19	9月4日	私の亡母の要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書	開示	写し		介護保険課
	9月8日					
20	9月15日	私の住民票の写し等請求書の写し	一部開示	写し	平成26年9月14日以前の請求書の写し	総合窓口課
	9月28日				保存期間超過のため不存在	
21	9月25日	私の亡父の要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書、介護認定に関する物・書類等	開示	写し		介護保険課
	9月29日					
22	9月29日	私の税情報への照会文書	開示	写し		税務課
	10月6日					

第3四半期(10月～12月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	所管課
	決定日				非開示理由	
23	10月14日	私の戸籍謄本請求書の写し	開示	写し		総合窓口課
	10月26日					
24	10月15日	私の住民票の写し等請求書の写し、戸籍謄本請求書の写し	一部開示	写し	戸籍謄本等職務上請求書 ①事件の種別、代理手続きの種別及び戸籍の記載事項の利用目的 ②請求者の所属弁護士会名、弁護士名、登録番号、電話番号、印影 ③職務上請求No. 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすこととなるため (条例第18条第2号該当)	総合窓口課
	10月27日					
25	10月19日	私の住民票の写し等請求書の写し	開示	写し		総合窓口課
	10月26日					
26	10月19日	私の訪問相談記録(相談受付票)	一部開示	写し	開示請求者以外の個人情報	健康推進課
	10月29日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすこととなるため (条例第18条第2号該当)	
27	11月4日	私の住民票の写し等請求書の写し、戸籍謄本請求書の写し(平成27年9月1日から平成27年11月4日まで)	非開示	—	不存在	総合窓口課
	11月16日					
28	11月12日	私の亡母の要介護認定・要支援認定等結果通知書(平成17年5月1日から平成19年4月1日まで)	開示	写し		介護保険課
	11月16日					
29	11月24日	私の住民税情報に関する照会文書	非開示	—	不存在	税務課
	12月7日					
30	11月30日	私の住民票の写し等請求書の写し(平成27年11月27日から平成27年11月30日まで)	非開示	—	不存在	総合窓口課
	12月3日					
31	12月8日	私の平成26年6月以降10月までの面接記録及び病院への来院時及び入院に関する西部生活福祉課の記録。私の平成26年9月以降請求日(平成27年12月8日)までの病気に関する記録。	開示	写し		西部生活福祉課
	12月22日					
32	12月11日	私の保護世帯台帳(2015年5月1日以降請求日まで)及びそれに関連する資料・文書等	開示	写し		西部生活福祉課
	12月25日					
33	12月16日	私の住民票の写し等請求書の写し(平成24年12月1日から平成27年12月16日まで)	一部開示	写し	①申請者住所、会社名、代表取締役氏名、センター用氏名、担当者氏名、会社電話番号、法務省許可番号、債券調査・管理業務委託者名 ②平成26年12月15日以前の請求書 ①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすこととなるため (条例第18条第2号該当)	総合窓口課
	12月21日					
34	12月18日	私の住民票の写し等請求書の写し(平成27年12月11日から平成27年12月18日まで)	非開示	—	不存在	総合窓口課
	12月21日					

第4四半期(1月～3月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	所管課
	決定日				非開示理由	
35	1月5日	苦情処理票(平成27年12月22日に発生した件)	一部開示	写し	開示請求者以外の個人情報	生活衛生課
	1月7日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすこととなるため (条例第18条第2号該当)	
36	1月12日	私の亡母の要介護認定・要支援認定等結果通知書(平成15年11月4日から平成27年2月28日まで)	開示	写し		介護保険課
	1月18日					
37	1月15日	平成27年11月6日(金)に行った認定調査票・概況調査票の内容	開示	閲覧		障害福祉課
	1月22日					
38	1月25日	私の保護世帯台帳(平成27年12月11日以降請求日まで)及び関連する資料	開示	写し		西部生活福祉課
	2月8日					
39	2月4日	生活保護の支給の実施に際し収集された全ての情報	開示	写し		西部生活福祉課
	3月1日					
40	2月9日	私の戸籍筆頭者の戸籍の付票交付請求書の写し((平成27年2月16日から平成28年3月16日まで)	一部開示	写し	職務上請求書 利用目的の内容、業務の種類、依頼者及び請求者並びに使用者の個人情報、職務上請求のNo. 職務上請求書の委任状 委任者の個人情報、印影、受任者の住所、氏名 戸籍証明等交付請求書 窓口に来た方の住所、氏名、生年月日、電話番号、請求者との関係、筆頭者名	総合窓口課
	2月16日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすこととなるため (条例第18条第2号該当)	
41	2月10日	私の住民票の写し等請求書の写し(平成27年2月10日から平成28年2月10日まで)	開示	写し		総合窓口課
	2月18日					
42	2月12日	私の住民票の写し等請求書の写しと戸籍の写し等請求書の写し(平成26年11月27日から平成28年1月31日まで)	一部開示	写し	①住民票の写し等請求書の写し 窓口に来た方の住所、氏名、生年月日、電話番号、請求者との関係 ②戸籍証明書等の交付請求書 窓口に来た方の住所、氏名、生年月日、電話番号、請求者との関係	総合窓口課
	2月24日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすこととなるため (条例第18条第2号該当)	
43	2月12日	私の申請書保存期間内の戸籍謄本請求書(3年保存)及び住民票の写し請求書(1年保存)	非開示	—	不存在	総合窓口課
	2月17日					
44	3月18日	私の戸籍謄本請求書の写し(平成28年3月1日から平成28年3月18日まで)	開示	閲覧		総合窓口課
	3月29日					

(3) 訂正、削除、利用または提供の中止請求別内容内訳

訂 正

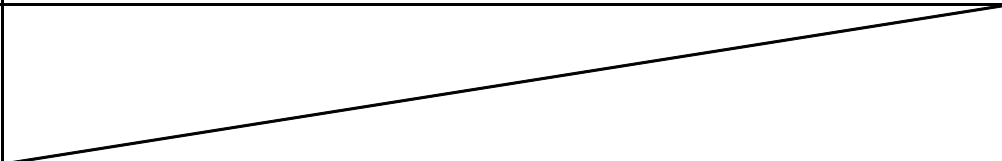
No.	受付日	請求内容	決定内容	請求の全部又は一部に応じられない理由	所管課
	決定日				
1	6月8日	私に関するケース診断会議録の訂正 私の保護世帯台帳のケース診断会議 に関する記述、援助方針の一部削除 来所面接に関する事項の保護世帯台 帳への追記	応じられない	ケース診断会議は課内で検討した内容 を記録したものであるため、請求には応 じられない。 保護世帯台帳は時系列で記録している ため遡って訂正をすることには応じられ ない。	西部生活福祉課
	6月25日				
2	1月12日	苦情処理票の届出内容の文書の一部 訂正	応じる		生活衛生課
	1月20日				

4 個人情報保護制度に係る不服申立ての状況

【完結】

訂正等請求の内容	申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録の訂正																		
原処分	訂正の請求には応じられない																		
原処分の理由	「保護世帯台帳」はケースワーク担当者の業務記録としての側面もあることから、時系列に記録するものであり、遡っての削除や訂正には応じられない。 また、把握内容の誤り、記載内容の不足等が判明した場合には、その時点において、必要に応じて新たな記録の追加や変更などを行うものである。																		
不服申立ての趣旨	申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録の訂正せよ。																		
原処分の変更内容																			
審査会答申の趣旨	ケースワーク担当者の記録性から個人情報保護制度での訂正を認めないとするのは、被保護者の利益を配慮していることでもあり、追記の方法で誤りを正すことが適当である。																		
不服申立てに対する決定内容	異議申立てを棄却する。																		
経過	<table border="0"> <tr> <td>訂正等請求年月日</td> <td>平成26年 7月16日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原処分決定年月日</td> <td>平成26年 8月 6日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不服申立て年月日</td> <td>平成26年10月 3日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査会諮問年月日</td> <td>平成26年10月21日</td> <td>(諮問第80号)</td> </tr> <tr> <td>審査会答申年月日</td> <td>平成27年 3月11日</td> <td>(答申第68号)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに対する決定年月日</td> <td>平成27年 6月25日</td> <td></td> </tr> </table>	訂正等請求年月日	平成26年 7月16日		原処分決定年月日	平成26年 8月 6日		不服申立て年月日	平成26年10月 3日		審査会諮問年月日	平成26年10月21日	(諮問第80号)	審査会答申年月日	平成27年 3月11日	(答申第68号)	不服申立てに対する決定年月日	平成27年 6月25日	
訂正等請求年月日	平成26年 7月16日																		
原処分決定年月日	平成26年 8月 6日																		
不服申立て年月日	平成26年10月 3日																		
審査会諮問年月日	平成26年10月21日	(諮問第80号)																	
審査会答申年月日	平成27年 3月11日	(答申第68号)																	
不服申立てに対する決定年月日	平成27年 6月25日																		

【完結】

訂正等請求の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録の訂正 ・病状報告書の訂正 ・患者(個別)検討票の訂正 												
原処分	訂正の請求には応じられない												
原処分の理由	<p>「病状報告書」及び「患者(個別)検討票」のいずれについても、生活保護業務を適正に実施するために必要不可欠であり、記録の削除や訂正には応じられない。また「保護世帯台帳」はケースワーク担当者の業務記録としての側面もあることから、時系列に記録するものであり、遡っての削除や訂正には応じられず、把握の内容の誤り、記載内容の不足等が判明した場合には、その時点において必要に応じて新たな記録の追加や変更などを行うものである。</p>												
不服申立ての趣旨	申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録の訂正をせよ。												
原処分の変更内容													
審査会答申の趣旨	<p>ケースワーク担当者の記録性から個人情報保護制度での訂正を認めないとすることは、被保護者の利益を配慮していることでもあり、追記の方法で誤りを正すことが適当である。</p>												
不服申立てに対する決定内容	異議申立てを棄却する。												
経過	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">訂正等請求年月日</td> <td style="width: 50%;">平成27年 1月29日及び 2月25日</td> </tr> <tr> <td>原処分決定年月日</td> <td>平成27年 2月12日及び 3月11日</td> </tr> <tr> <td>不服申立て年月日</td> <td>平成27年 3月18日</td> </tr> <tr> <td>審査会諮問年月日</td> <td>平成27年 4月24日 (諮問第81号)</td> </tr> <tr> <td>審査会答申年月日</td> <td>平成27年11月16日 (答申第69号)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに対する決定年月日</td> <td>平成28年2月29日</td> </tr> </table>	訂正等請求年月日	平成27年 1月29日及び 2月25日	原処分決定年月日	平成27年 2月12日及び 3月11日	不服申立て年月日	平成27年 3月18日	審査会諮問年月日	平成27年 4月24日 (諮問第81号)	審査会答申年月日	平成27年11月16日 (答申第69号)	不服申立てに対する決定年月日	平成28年2月29日
訂正等請求年月日	平成27年 1月29日及び 2月25日												
原処分決定年月日	平成27年 2月12日及び 3月11日												
不服申立て年月日	平成27年 3月18日												
審査会諮問年月日	平成27年 4月24日 (諮問第81号)												
審査会答申年月日	平成27年11月16日 (答申第69号)												
不服申立てに対する決定年月日	平成28年2月29日												

【継続】

訂正等請求の内容	申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録、病状報告書中の記載及び患者（個別）検診票中の記載の訂正																		
原処分	訂正の請求に応じられない。																		
原処分の理由	「病状報告書」及び「患者（個別）検診票」、「ケース診断会議録」のいずれについても、生活保護業務を適正に実施するために必要不可欠であり、記録の削除や訂正には応じられない。 また、「保護世帯台帳」はケースワーク担当者の業務記録としての側面もあることから、時系列に記録するものであり、遡っての削除や訂正には応じられず、把握内容の誤り、記載内容の不足等が判明した場合には、その時点において必要に応じて新たな記録の追加や変更などを行うものである。補うことや、改める必要のないことは、異議申立てとして出された内容についてケース記録に記入している。																		
不服申立ての趣旨	申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録、病状報告書中の記載及び患者（個別）検診票中の記載の訂正せよ。																		
原処分の変更内容	/																		
審査会答申の趣旨	ケースワーク担当者の記録性から個人情報保護制度での訂正を認めないとすることは、被保護者の利益を配慮していることでもあり、追記の方法で誤りを正すことが適当である。																		
不服申立てに対する決定内容	異議申立てを棄却する。																		
経過	<table border="0"> <tr> <td>訂正等請求年月日</td> <td>平成27年 3月18日及び 3月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原処分決定年月日</td> <td>平成27年 3月27日及び 4月14日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不服申立て年月日</td> <td>平成27年 5月1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査会諮問年月日</td> <td>平成27年 7月29日</td> <td>(諮問第82号)</td> </tr> <tr> <td>審査会答申年月日</td> <td>平成28年 1月21日</td> <td>(答申第70号)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに対する決定年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	訂正等請求年月日	平成27年 3月18日及び 3月31日		原処分決定年月日	平成27年 3月27日及び 4月14日		不服申立て年月日	平成27年 5月1日		審査会諮問年月日	平成27年 7月29日	(諮問第82号)	審査会答申年月日	平成28年 1月21日	(答申第70号)	不服申立てに対する決定年月日	平成 年 月 日	
訂正等請求年月日	平成27年 3月18日及び 3月31日																		
原処分決定年月日	平成27年 3月27日及び 4月14日																		
不服申立て年月日	平成27年 5月1日																		
審査会諮問年月日	平成27年 7月29日	(諮問第82号)																	
審査会答申年月日	平成28年 1月21日	(答申第70号)																	
不服申立てに対する決定年月日	平成 年 月 日																		

【継続】

訂正等請求の内容	申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録、ケース診断会議録、病状報告書及び患者(個別)検討票中の記載の訂正																		
原処分	訂正の請求に応じられない。																		
原処分の理由	「病状報告書」及び「患者(個別)検討票」、「ケース診断会議録」のいずれについても、生活保護業務を適正に実施するために必要不可欠であり、記録の削除や訂正には応じられない。 また、「保護世帯台帳」はケースワーク担当者の業務記録としての側面もあることから、時系列に記録するものであり、遡っての削除や訂正には応じられず、把握内容の誤り、記載内容の不足等が判明した場合には、その時点において必要に応じて新たな記録の追加や変更などを行うものである。補うことや、改める必要のないことは、異議申立てとして出された内容についてケース記録に記入している。																		
不服申立ての趣旨	申立人にかかる「保護世帯台帳」に含まれる面談面接記録、ケース診断会議録、病状報告書及び患者(個別)検討票中の記載の訂正せよ。																		
原処分の変更内容																			
審査会答申の趣旨	ケースワーク担当者の記録性から個人情報保護制度での訂正を認めないとするのは、被保護者に利益を配慮していることでもあり、追記の方法で誤りを正すことが適当である。																		
不服申立てに対する決定内容	異議申立てを棄却する。																		
経過	<table border="0"> <tr> <td>訂正等請求年月日</td> <td>平成27年 6月 8日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原処分決定年月日</td> <td>平成27年 6月25日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不服申立て年月日</td> <td>平成27年 7月23日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査会諮問年月日</td> <td>平成27年 7月29日</td> <td>(諮問第83号)</td> </tr> <tr> <td>審査会答申年月日</td> <td>平成28年 1月21日</td> <td>(答申第71号)</td> </tr> <tr> <td>不服申立てに対する決定年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	訂正等請求年月日	平成27年 6月 8日		原処分決定年月日	平成27年 6月25日		不服申立て年月日	平成27年 7月23日		審査会諮問年月日	平成27年 7月29日	(諮問第83号)	審査会答申年月日	平成28年 1月21日	(答申第71号)	不服申立てに対する決定年月日	平成 年 月 日	
訂正等請求年月日	平成27年 6月 8日																		
原処分決定年月日	平成27年 6月25日																		
不服申立て年月日	平成27年 7月23日																		
審査会諮問年月日	平成27年 7月29日	(諮問第83号)																	
審査会答申年月日	平成28年 1月21日	(答申第71号)																	
不服申立てに対する決定年月日	平成 年 月 日																		